

千葉市地域防災計画・千葉市水防計画修正（令和3年度）の概要

第1 千葉市地域防災計画

1 災害対策基本法の改正に伴う修正、追記

○災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

法改正に伴い内閣府が「避難情報に関するガイドライン」の見直しを行い、避難勧告と避難指示が一本化される等の新しい避難情報を反映。

○避難行動要支援者の個別避難計画（仮称）作成

要介助者や高齢者等の避難に支援を要する者について、支援者や避難先等を記載した個別避難の作成について記載。

○広域避難に係る居住者等の受入れに関する制度の創設等

県外からの広域避難者に関して受入れに係る広域避難の調整手続きについて記載。

2 国等の動向を踏まえた修正、追記

○避難所における感染症対策の観点を取り入れた防災対策

避難者の過密を避ける等の避難所運営における感染症対策について記載。

○無人航空機等による、画像情報の収集・連絡システム整備の推進

ドローン（無人航空機等）を活用した、被災地における情報収集等について記載。

○物資調達・輸送調整等支援システムの活用

令和2年4月から全国市町村で運用開始された「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用した物資供給体制について記載。

○避難所等における感染症対策の推進

避難者の避難時における感染症対策（マスク・消毒液・体温計の携行等）について記載。

3 その他の修正、追記

○令和3年7月の組織改正

災害・危機事案への初動対応の迅速化を図るために令和3年7月より組織改正を行い、総務局危機管理監を部長級から局長級にし、指揮命令系統の明確化、情報発信時における危機管理監のリスクコミュニケーションとしての役割等を記載。

○九都県市広域防災プラン等の広域応援

九都県市広域防災プラン等に基づく職員の派遣等について記載。

○災害ボランティアセンターの設置・運営について

千葉市と千葉市社会福祉協議会が締結した協定に基づき、ボランティアの受け入れ体制を修正。

- 災害時における行政・社会福祉協議会・ボランティア等の三者連携について
ボランティア活動団体等との連携に関し、災害時の情報集約・共有などを行う「千葉市災害支援ネットワーク（仮称）」の設置について追記。
- 災害時における風説の流布等への対応
災害対策本部設置後の風説の流布等について、関係機関への確認、情報分析及び府内の認識統一を行い、SNS等を活用した広報活動を実施する旨追記。
- 千葉県災害福祉支援チーム（D W A T）の受入れ
令和2年12月に派遣体制が整備され、災害時には要請に基づき各市町村の福祉避難所等へ派遣される千葉県災害福祉支援チーム（D W A T）の受入体制等について記載。
- 避難所等におけるL G B T等（性的少数者）への配慮
避難所等におけるL G B T等（性的少数者）の被災者に配慮し、男女問わず使用可能な多目的トイレの設置や更衣室内への個室の設置などを設置する旨記載。

第2 千葉市水防計画

1 災害対策基本法の改正に伴う修正

法改正に伴い内閣府が「避難情報に関するガイドライン」の見直しを行い、避難勧告と避難指示が一本化される等の新しい避難情報を反映。